

議第 184 号 呉市地域社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市地域社会教育施設のうち鹿島社会教育施設の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に^{かい}応じた改定率 1.5 を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日